

別 冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成 25 年 4 月 19 日)

【件名】

- 1 社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」に対する改善措置状況報告書
(第1次分)について
(福祉保健課) 1
- 8 中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) 感染の対応について
(健康政策課) 23

福 祉 保 健 部

社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」の改善措置状況報告書（第1次分）について

平成25年4月19日
福祉保健課

社会福祉法人「寿耕会」及び「ケアパートナーズ」については、不適正な法人運営が認められたため、社会福祉法第56条第2項の規定に基づく改善措置命令による指導を行っているところですが、この度、改善措置状況報告書(第1次分)が提出されましたので報告します。

1 改善措置命令日等

改善措置命令日	第1次報告期限	第2次報告期限
平成25年3月18日(月)	平成25年4月18日(木) →提出日は4月17日(水)	平成25年5月17日(金)

2 命令の相手方

法人名	代表者	法人所在地
社会福祉法人寿耕会	理事長(命令時) 藤田 耕三 理事長(現在) 佐々木 満	日野郡江府町久連7
社会福祉法人ケアパートナーズ	理事長 三島 義枝	境港市財ノ木町562

3 改善措置命令の概要

今回の第1次報告分に係る改善措置命令は、主に理事会・評議員会、事務局体制の見直し等についての改善命令である。(別紙1参照)

4 改善措置状況報告の概要

(1) 寿耕会

改善措置命令の内容	改善措置状況の要旨
7 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実・強化を図ること。 また、法人運営を適正化するために法人業務の遂行体制を再構築するとともに、ぜい弱な法人本部の事務処理体制及び経理処理体制についても、人員体制を含め、抜本的に見直すこと。 さらに、評議員会のけん制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。	1 不適正な法人運営に至った責任 理事10名のうち半数以上が前理事長の親族等関係者及び前理事長が運営する医療法人関係者等(以下「親族等関係者」という。)であったため、法人運営が私物化し、理事会も機能していなかった。 監事も同様、役割を果たしていなかった。 2 役員の交代 前理事長及び親族等関係者を役員から一掃するため、これらを辞任せ、新たに理事6名、監事2名を選任した。(別紙2参照) 3 理事等定数の削減と理事の一新 現在の理事定数は、前理事長の親族を多数役員におくため、法人規模に比して多く設定されていることから、速やかに次のとおり理事等の定数削減を行う予定。 ① 理事定数10名を6名に削減 ② 評議員定数21名を13名に削減 定数削減に伴い今回留任する理事4名も辞任することとなり、旧役員が一新される予定。 4 事務局体制の適正化

脆弱な事務処理体制を一新、強化するため、事実上事務長1名で行っていた事務を4名の事務局体制で行うこととし、不適切な事務処理を行っていた事務長は交代させる。

また、事務局を複数体制にすることにより、支出事務等における内部けん制の仕組みを整備する。

5 評議員会のけん制機能の再点検、見直し

親族等関係者2名の評議員及び長期欠席の評議員1名を辞任せ、新たに評議員を3名選任、評議員会の見直しを行った。

(2) ケアパートナーズ

改善措置命令の内容	改善措置状況の要旨
<p>3 理事長及び理事並びに監事、特に法人設立に携わった理事は、今回の不適正事案に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会機能及び監事機能の充実・強化を図ること。</p> <p>また、評議員会のけん制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。</p>	<p>1 不適正な法人運営に至った責任 前理事長Aは、法人設立の際、独断で設立準備室の資金3千800万円余りを流用し、また、寄附金2千万円も不履行のままであった。これに対し、他の設立準備室メンバーB、C、D及びEの4名も使途不明金となった資金のチェックをしなかったものであり、前理事長A及び他の設立準備室メンバー4名に直接的な責任がある。</p> <p>2 使途不明金の返還 平成20年に退任しているEを除き、前理事長A並びに設立準備室メンバーから理事になったB、C及びDの3名に対し、使途不明金の全額と利息相当分を返還させた。(42,504千円)</p> <p>3 寄附金の履行 また、B及びCは、前理事長Aに代わり、寄附金の一部として1千400万円を法人に寄附。残りの600万円についても、前理事長Aに引き続き請求していく。</p> <p>4 役員の交代 理事B、C及びDの3名及び監事2名について、不適切な運営の責任をとらせて辞任せ、利用者代表の立場でなくなったため辞任した理事1名分を含め、新たに理事4名、監事2名を選任。(別紙2参照)</p> <p>5 評議員会のけん制機能の再点検、見直し 理事兼務であったB～Dの辞任分も含め、新たに評議員を5名選任し、評議員会の見直しを行った。</p>

5 今後の指導について

今回報告された改善措置が着実に実行されるよう継続的に指導を行うとともに、今回報告分以外の改善措置命令(提出期限:5月17日)の改善状況について、適宜確認する。改善状況報告書(第2次分)の状況については、5月の常任委員会で報告する予定。

社会福祉法人「寿耕会」に対する改善措置命令について

平成25年3月18日
福祉保健課

社会福祉法人「寿耕会」(以下「法人」という。)について、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適正を欠くと認められるので、本日、社会福祉法第56条第2項に基づいて改善措置命令を発出しました。

1 不適正事案の概要

(1) 法人経営の現状

法人は平成4年に認可、江府町に特養(チロルの里)を設置するも、大阪府に拠点を置く医療法人の運営を優先、理事会が未開催など運営はずさん。
平成20年8月、理事長は病気で倒れ、法人運営に携わることは困難な状況にある。

(2) 主な不適正事案

①理事会・評議員会の未開催と議事録の偽造及び改ざん

- 平成20年度から23年度の間、理事会・評議員会をそれぞれ9回開催したとする議事録が作成されていたが、実際には開催されていないにも関わらず、架空の議事録が作成されたり、理事会・評議員会は開催されているものの、欠席した理事・評議員が出席しているかのように議事録が改ざんされていた。(偽造各7回、改ざん各2回)

②勤務実態が不明な前施設長（理事長）への給与等の支払い

- 平成5年7月から平成18年5月までの間、理事長は特別養護老人ホームの施設長を兼務し施設長給与等が支給されていたが、施設長には常勤が求められるにも関わらず、理事長は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。
- 法人によれば、「本人申告では月10日程度の訪問をしていた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒施設長給与等支給額：84,147千円 (平成8年～18年の11年分)

(施設長給与52,119千円、各種手当15,264千円、賞与16,764千円)

③勤務実態が不明な理事長への報酬等の支払い

- 平成18年6月から平成24年9月までの間、理事長に理事長報酬等が支給されていたが、理事長は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。(病気で倒れた平成20年8月以降は、法人運営に携わることは困難な状況)
- 法人によれば、「本人申告では月1回程度の訪問をしていた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒理事長報酬等支給額：17,700千円 (平成18年～24年の7年分)

(理事長報酬11,600千円、旅費2,900千円、産業医報酬3,200千円)

④勤務実態が不明な前次長（理事：理事長の姉）への給与等の支払い

- 平成7年10月から平成23年2月までの間、理事の一人（理事長の姉）に特別養護老人ホームの次長として給与が支給されていたが、当該理事は大阪府に在住しており、その勤務実態が不明なまま。
- 法人によれば、「本人申告では週半分程度訪問していた」「弁護士等の専門家から助言を受け法人への妥当な返還額を算定し、速やかに返還させる所存」とのこと。

⇒給与等支給額：59,559千円 (平成8年～22年の15年分)

(次長給与39,832千円、各種手当7,435千円、賞与12,292千円)

⑤医療法人による法人乗用車の長期間目的外使用

- 法人の乗用車を大阪において関連医療法人が長期間目的外使用

⑥医師不在のもとでの健康診断の実施、健康診断委託料の支出

⇒健康診断委託料額：9,070千円 (平成18年～24の7年分)

(3) 不適正なおそれのある支出総額…170,476千円

支出総額は、不適正なおそれのある支出額であり、今後の解明状況によっては、不適正とみなされないものも含まれているため、全額が要返還額になるとは限らない。

2 改善措置命令の要旨

	事項	改善措置命令
第二 次 報 告 分	①理事会・評議員会の未開催と議事録の偽造及び改ざん	架空の理事会・評議員会の議事録偽造や内容の改ざんを行うに至った原因を明らかにするとともに、これらの事案以外にも議事録の偽造、改ざんをした事例がないか、平成19年度以前についても確認すること。 また、当該事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、適正な理事会・評議員会のあり方を再検証して、具体的な再発防止策を講じること。
	②勤務実態が不明な前施設長(理事長)への給与等の支払い	前施設長(理事長)の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する前施設長給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
	③勤務実態が不明な理事長への報酬等の支払い	理事長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、理事長に対する役員報酬等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
	④勤務実態が不明な前次長への給与等の支払い	前次長の勤務実態を更に詳細に調査した上で、前次長に対する給与等の支出状況と照らし合わせて、実態と乖離している不適正支出額を精査するとともに、早急に不適正支出額の回収に努めること。 なお、不適正支出額の返済に応じないなど、真摯な対応がない場合は法的措置を含め、厳正な措置を講じること。 また、不適正な支出を行った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した役職員の責任を明確にし、法的措置を含め、厳正な措置を講じること。
	⑤法人の乗用車を関連医療法人が目的外使用	法人所有の乗用車2台について、利用実態を再確認するとともに、同様の事例がないか調査すること。調査の結果、法人に損害が発生しているのであれば、適正に損害額を算定して回収に努めること。
	⑥医療法人との不明瞭な健康診断の委託契約	法人と医療法人が不明瞭な健康診断業務委託契約を締結した経緯を明らかにするとともに、健康診断の業務委託に不適正な事項はなかったか検証すること。 また、検証の結果、健康診断が法的な要件を満たしていないなど、健康診断業務委託に関して医療法人に債務不履行が認められた場合は、その責任を追及すること。
第一次 報 告 分	⑦総括	理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会機能の充実・強化を図ること。 また、法人運営を適正化するために法人業務の遂行体制を再構築するとともに、脆弱な法人本部の事務処理体制及び経理処理体制についても、人員体制を含め、抜本的に見直すこと。 更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

3 これまでの指導経過

指導経過	年月日
平成23年度一般監査	平成24年2月23日、24日(2日間：公認会計士同行)
平成23年度監査結果通知	平成24年5月23日
監査結果に対する是正報告	平成24年7月18日
特別監査	平成24年11月1日、2日(2日間：公認会計士同行)
監査結果通知	平成24年12月4日(報告期限：平成24年12月26日)
監査結果に対する是正報告	平成24年12月26日
確認(特別)監査	平成25年1月17日
弁明の機会の付与通知	平成25年2月7日
法人の弁明書提出	平成25年2月21日

社会福祉法人「ケアパートナーズ」に対する改善措置命令について

平成25年3月18日
福社保健課

社会福祉法人「ケアパートナーズ」(以下「法人」という。)について、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適正を欠くと認められるので、本日、社会福祉法第56条第2項に基づいて改善措置命令を発出しました。

1 不適正事案の概要

(1) 法人経営の現状

設立時の寄附金(2千万円)の不履行と併せて、設立当初からの多額の借入金(1億7千万円)の返済が経営を圧迫している。法人設立の際の設立準備室における開設準備費(4千38万9千円)の資金使途が不明となっている。

(2) 主な不適正事案

①法人設立の際の設立準備室における使途不明金

- 平成16年の法人設立に際し、前理事長名義で金融機関から借り入れ、法人設立準備室で支出された開設準備費(40,389,041円)の資金使途が不明。
- 法人に資金使途を解明するよう求めたところ、法人設立に携わった前理事長らから、「40,389,041円のうち資金使途が証明できる2,100,000円(設計料)を除く38,289,041円及びその利息相当分を法人に返還する」との申出があったとのこと。

⇒弁明の機会付与(2月7日)後、使途不明金38,289,041円については、前理事長らから借入金利息を含めて42,504,196円が法人に返済されている。

(H25.2.20)

②法人設立時の寄附金の不履行

- 平成16年の法人設立認可申請において、法人設立代表者(前理事長)は、法人設立後1週間以内に法人に2千万円を寄附することとされていたが、寄附は不履行のまま。
- 当時、前理事長個人の寄附資力を証明するために県に提出された金融機関の残高証明書(2千万円)は、上記の開設準備費の一部(2千万円)を別口座に移して発行されたものであり、前理事長の個人資産を偽装したものであることが判明。

⇒弁明の機会付与(2月7日)後、寄附金2千万円については、前理事長に代わり理事2名から1千4百万円が寄附されている。(H25.2.20)

2 改善措置命令の要旨

事項	改善措置命令
第二次報告分	①法人設立の際の設立準備室における使途不明金 平成16年の法人設立に際し、支出された開設準備費(40,389,041円)の資金使途を解明し、客観的な証憑書類等に基づき法人業務との関連性を明らかにするとともに、この他にも使途不明金がないか再度確認すること。 また、不適正な支出を行うに至った原因を明らかにするとともに、当該事案に関与した者の責任を明確にし、再発防止策を報告すること。
	②法人設立時の寄附金の不履行 平成16年度の法人設立時に履行されていない寄附金(20,000,000円)について、寄附が履行されなかった経緯及び理由を明らかにし、寄附金贈与契約の有効性を確認するとともに、今後の法人の対応を報告すること。
第一次報告分	③総括 理事長及び理事並びに監事、特に法人の設立に携わった理事は、今回の不適正事案に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会機能及び監事機能の充実・強化を図ること。 また、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

3 これまでの指導経過

指導経過	年月日
平成23年度一般監査	平成24年1月26日、27日(2日間：公認会計士同行)
平成23年度監査結果通知	平成24年5月23日
監査結果に対する是正報告	平成24年6月22日
特別監査	平成24年10月18日、19日(2日間：公認会計士同行)
監査結果通知	平成24年11月9日(報告期限：平成24年11月30日)
監査結果に対する是正報告	平成24年11月30日
確認(特別)監査	平成25年12月12日
弁明の機会の付与通知	平成25年2月7日
法人の弁明書提出	平成25年2月20日

寿耕会及びケアパートナーズの役員交代について

1 「寿耕会」

役職名	氏 名	職業・役職等	備 考
理事長	藤田 卦三	関係医療法人の理事長、医師	
	藤田 尚子	関係医療法人の医師、理事長の娘、職務代理者	
五田 美玉	理事長の姉、関係医療法人の理事、法人の元次長		
川崎 吉正	法人の事務長		
高森 茂光	関係医療法人の施設長		
中野 繁久	特別養護老人ホーム(チロルの里)施設長		
山根 博司	民生児童委員		
一	藤原 敏江	保護司、行政相談員	
	来会 幸子	税理士事務所職員	
	祇園 崇広	チロルの里グループホーム管理者	
監 事	藤沢 雅一	税理士	
	生田三那子	民生児童委員	
		(注)ゴシック調で下線のひかれた理事は理事長の親族	



2 「ケアパートナーズ」

役職名	氏 名	職業・役職等	備 考
理事長	三島 義枝	中浜ケアパートナーズ施設長	
	谷本 晴美	鳥取西部農協代表理事組合長	
森本 究	県内社会福祉協議会事務局長		
水下 剛毅	元町社会福祉協議会事務局長		
小原 常義	民間会社取締役、工場長		
砂口 泉	施設利用者家族の会(代表)		
中村 類吉	元地元地区連合自治会長		
監 事	河原 英明	元市社会福祉協議会事務局長	
		(注)ゴシック調で下線のひかれた理事は理事長の親族	



役職名	氏 名	職業・役職等	備 考
理事長	佐々木 満	元鳥取県立根雨高等学校長、元米子市立図書館長	
	川崎 寛中	山陰労災病院名譽院長	
	川中 修一	弁護士	
長瀬 審二郎	障がい者就労事業振興センターアドバイザー		
永江 勢津夫	元建設会社米子営業所長		
梅林 広志	司法書士、行政書士		
山根 博司			
藤原 敏江			
来会 幸子			
祇園 崇広			
本高 善久	元江府町福祉保健課長		
舛谷 剛	社会保険労務士		
		(注)ゴシック調で下線のひかれた理事は理事長の親族	

役職名	氏 名	職業・役職等	備 考
理事長	三島 義枝		
	谷本 晴美		
松本 功	境港市中浜地区社会福祉協議会会长		
新納 武久	保健司、自治会長		
遠藤 久夫	元伯耆町社会福祉協議会(現評議員)		
森 啓	法人事務局次長		
三島 道秀	日野町社会福祉協議会理事、元日野町監査委員		
北野 岳之	税理士		
		(注)ゴシック調で下線のひかれた理事は理事長の親族	



平成 25 年 4 月 17 日

鳥取県知事
平井伸治 様

社会福祉法人 寿耕会
理事長 佐々木 満



改善措置命令に対する報告について

平成 25 年 3 月 18 日付鳥取県達第 201200196700 号にて改善命令があった事項 7 について別紙改善措置状況報告書のとおり報告いたします。

(別紙様式)

法人名 社会福祉法人寿耕会

改 善 措 置 状 況 報 告 書

措置内容	改善措置状況
<p>7 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実・強化を図ること。</p> <p>また、法人運営を適正化するために法人業務の遂行体制を再構築するとともに、ぜい弱な法人本部の事務処理体制及び経理処理体制についても、人員体制を含め、抜本的に見直すこと。</p> <p>さらに、評議員会のけん制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。</p>	<p>(1) 不適正な法人運営に至った責任と役員体制の変更について</p> <p>不適正な法人運営に至った責任として前理事長及び前理事であるその姉等の親族及び前理事長が経営する医療法人関係者等による理事会の私物化にあると言わざるを得ません。理事 10 名のうち半数以上が前理事長の親族等関係者及び前理事長が運営する医療法人関係者等であり、関係する理事たちは前理事長の方針、命令どおり議案に対する議決を行っていました。このため理事会はその機能を果たさず、前理事長とその親族等関係者による法人の私物化が行われていました。</p> <p>また、監事はこのような運営状況に対して監査を行う立場にあるがそれを怠っていました。</p> <p>よって、前理事長及びその関係者を役員から一掃するため、平成 25 年 4 月 9 日開催の評議員会にて新たに理事 6 名、監事 2 名を選任しました。なお、前理事長及びその関係者 5 名並びに監事 2 名は責任を取り 4 月 12 日付で辞任しています。その後、4 月 13 日に理事会を開催し、新理事長を互選しました。新たな理事長、理事及び監事については以下のとおり。</p> <p>新たに役員となった者</p> <p>1 理事長 ① 佐々木 満</p> <p>元鳥取県立根雨高等学校長であり米子市立図書</p>

館長を務め、現在は奥大山古道保存協議会長等の地域活性化への取り組みを行っている。組織運営に関する知識、経験を有し、地域との繋がりも強い為、これまで大阪主体で行ってきた法人運営を地域主体の法人運営として行う。また、公的機関の運営を経験している為、法人の適正化、透明化に向けた運営の最高責任者である。

2 理事

① 川中 修一

川中・野口法律事務所。弁護士。法人運営において法的な助言等を行う。また、今回のようなことが二度と起こらないよう、法令遵守に対する助言や監督を行うことができるため選任した。

② 川崎 寛中

山陰労災病院名誉院長。鳥取産業保健推進連絡事務所所長。医師。鳥取大学医学部付属病院長、山陰労災病院院長を歴任。これら病院の経営を行った経験を生かし、適切な法人経営のあり方について助言を得る事ができるため選任した。

③ 長瀬 憲二郎

社会福祉法人ふらっと島根県障がい者就労事業振興センターにてアドバイザーを務める。前職では社会福祉法人祥和会 あまつの家にて支援員兼鳥取県小規模作業所連絡会事務局長を務める。特に福祉に対する熱意が強く、今後の法人運営適正化に対して助言を得ることが出来ると考え選任した。

④ 永江 勢津夫

株式会社 松村組にて米子営業所長を務めた経験を有する。法人経営において、企業経営的な観点で指導及び助言を得る事ができるため選任

した。

⑤ 梅林 広志

梅林広志司法書士事務所。司法書士、行政書士。これらの知識を活かし法人における書類整備及び現在ある法人の各種書類等についての精査を行う上での助言等を得る事ができるため選任した。

3 監事

① 弁谷 剛

またに社会保険労務士事務所。社会保険労務士。会計事務所に所属した後、社会福祉法人において経理、総務を担当しており、社会福祉法人における財務等に関する知識を有するため財務監査担当とした。

② 本高 喜久

元江府町福祉保健課長。長年福祉保健業務に携わっており、法人内部監査機能を充実するため選任した。

上記のとおり、前理事長及びその親族等関係者である理事は辞任し、これまでのような法人の私物化、不適切な運営を行うことがないよう役員の変更を行い機能の充実、強化を行った。

(役員名簿は別紙1のとおり) なお、役員定数については前理事長が自身の関係者をより多く役員にする為に決めたものであり当法人においてこの定数は適当ではない為、定款を変更した後に以下の通り理事及び評議員定数の削減を行う予定です。

① 理事の定数 10名を 6名に変更

② 評議員の定数 21名を 13名に変更

また、これに伴い、前役員体制において理事であった4名は辞任する予定であり結果、役員体制は一新される予定です。

(2) 法人運営の遂行体制の適正化について

法人内部における日々の業務を遂行する事務処理体制が脆弱であり、法人本部における事務処理について事務長しか事務処理をするものがおらず、ほぼすべての業務を一人で行っていた現状を踏まえて、事務局体制を一新するとともに、事務局体制を強化するため4名の事務局体制にする予定である。なお、これまで適切な事務処理が遂行できなかった施設長及び事務長を交代する。

また、会計責任者及び出納責任者の役割が不明確で形骸化していた反省を踏まえ、今後、適切な会計処理を確保するため、会計責任者は事務局長とし、経理担当の事務局員を出納責任者とするなど、役割と責任を明確にした上で複数の職員によるチェック体制を強化し、支出担当者と出納機関を分離して内部けん制の仕組みを整備する予定である。

(3) 評議員会のけん制機能の再点検、見直しについて

前理事長の関係者であった2名の評議員及び長く欠席している評議員1名が辞任し、4月9日開催の理事会において新たに評議員を3名選任し評議員の見直しを行った。

(別紙1)

社会福祉法人 寿耕会役員名簿

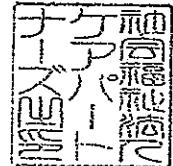
役職名	氏名	住名	住所	職業	役職等	現就任年月日	任期	備考
理事長	佐々木 満	江府町洲河崎	元鳥取県立根雨高等学校校長、元米子市立図書館長		H25.4.13	H26.7.12		
理事	川崎 寛 中	米子市中町	山陰労災病院名譽院長、鳥取県産業保健推進連絡事務所所長		H25.4.13	H26.7.12		
理事	川中 修一	米子市祇園町	川中・野口法律事務所、弁護士、米子市消費生活審議会委員		H25.4.13	H26.7.12	学識経験者	
理事	川瀬 二郎	安来市伯太町安田宮内	島根県障がい者就労事業振興センターアドバイザー、元鳥取県小規模作業所連絡会事務局長		H25.4.13	H26.7.12		
理事	永江 勢津夫	松江市下東川津町	元株式会社松村組米子営業所長		H25.4.13	H26.7.12		
理事	梅林 広志	米子市大崎	梅林広志司法書士事務所、司法書士、行政書士、元鳥取県西船中小企業成年中央会理事、元鳥取県司法書士会副会長		H25.4.13	H26.7.12		
理事	山根 博司	江府町江尾	江府町民生児童委員		H24.7.13	H26.7.12	地域福祉関係者	
理事	藤原 敏江	江府町吳野	保護司、行政相談員		H24.7.13	H26.7.12	地域福祉関係者	
理事	来会 幸子	米子市東福原	熊谷高雄税理事務所		H24.7.13	H26.7.12		
理事	祇園 崇広	米子市淀江町佐陀	チロルの里グループホーム・チロルの里ディイサークセントリーといこい管理者		H24.7.13	H26.7.12		
監事	本高善久	江府町江尾	元江府町福祉保健課長、江府町国際交流協会事務局長		H25.4.13	H26.7.12	施設長等	
監事	舛谷 利剛	米子市旗ヶ崎	ますに社会保険労務士事務所、元社会福祉法人進歩経理総務担当		H25.4.13	H26.7.12	業務監査担当	
評議員	佐々木 満	江府町洲河崎	元鳥取県立根雨高等学校校長、元米子市立図書館長		H25.4.13	H26.4.30	財務監査担当	
評議員	川崎 寛中	米子市中町	山陰労災病院名譽院長、鳥取県産業保健推進連絡事務所所长		H25.4.13	H26.4.30		
評議員	川中 修一	米子市祇園町	川中・野口法律事務所、弁護士、米子市消費生活審議会委員		H25.4.13	H26.4.30		
評議員	川瀬 二郎	安来市伯太町安田宮内	島根県障がい者就労事業振興センターアドバイザー、元鳥取県小規模作業所連絡会事務局長		H25.4.13	H26.4.30		
評議員	永江 勢津夫	松江市下東川津町	元株式会社松村組米子営業所長		H25.4.13	H26.4.30		
評議員	梅林 広志	米子市大崎	梅林広志司法書士事務所、司法書士、行政書士、元鳥取県西船中小企業成年中央会理事、元鳥取県司法書士会副会長		H25.4.13	H26.4.30		
評議員	山根 博司	江府町江尾	江府町民生児童委員		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	藤原 敏江	江府町吳野	保護司、行政相談員		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	来会 幸子	米子市東福原	熊谷高雄税理事務所		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	祇園 崇広	米子市淀江町佐陀	チロルの里グループホーム・チロルの里ディイサークセントリーといこい管理者		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	空場 典子	江府町江尾	江府町行政改革推進委員		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	堀上 康女	江府町江尾	江府町教育委員、鳥取県青少年アドバイザーワーク協会副会長		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	梅林 公人	米子市道笑町	元建設省中国地方建設局所属(利用者家族代表)		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	三代 信行	江府町美用	宗教法人天理教米美分教会代表役員、江府町民生児童委員		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	竹内 京子	江府町久連	元チロルの里特別養護老人ホーム介護長		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	藤原 みさ子	江府町吳野	チロルの里ディイサークセントーー管理者		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	藤原 和子	江府町武庫	チロルの里グループホーム計画作成担当者		H24.5.1	H26.4.30		
評議員	宇田 美人	日南町神戸上	チロルの里特別養護老人ホーム主任看護師		H25.4.13	H26.4.30		
評議員	山内 智恵子	米子市石井	チロルの里特別養護老人ホーム栄養士		H25.4.13	H26.4.30		
評議員	林 一博	米子市三本松	チロルの里特別養護老人ホーム生活相談員		H25.4.13	H26.4.30		



発ケア 第 H25001 号
平成 25 年 4 月 17 日

鳥取県知事
平井 伸治 様

社会福祉法人 ケアパートナーズ
理 事 長 三島 義枝



改善措置状況報告書の提出について

平成 25 年 3 月 18 日付鳥取県達第 201200196701 号における改善措置の命令につきまして、3 の措置に関して別紙の改善措置状況報告書のとおり報告いたします。

改善措置状況報告書

措置内容	改善措状況
<p>3 理事長及び理事並び監事、特に法人の設立に携わった理事は、今回の不適正事案に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会機能及び監事機能の充実・強化を図ること。</p> <p>また、評議員会のけん制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。</p>	<p>(1) 理事長及び理事並び監事、特に法人の設立に携わった理事の責任</p> <p>今般、改善措置命令を受けることとなった当法人設立の際の使途不明金に關し、当法人は支出内容を精査することなく、金融機関から借入して前理事長A名義の個人口座に振り込んでいる。</p> <p>また、改善措置命令で指摘を受けているとおり、前理事長Aからの寄付金 2 千万円の履行が適切に行われていなかった。</p> <p>これらは、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に經營していくために不可欠な財政基盤を築くことが求められているにもかかわらず、これを十分に認識せず、前理事長Aが独断で資金を流用し、他の設立準備室メンバーのB乃至Eもこれをチェックしなかったことによるものである。その直接的な責任は前理事長A及び当時の設立準備室メンバーB乃至Eにある。</p> <p>前理事長A及び理事に就任していたEは既に退任しているが、法人の設立に携わり現在も在任している理事B乃至D及び監事2名についても、当時の理事会及び監事が十分に機能していなかった責任をとり、平成25年4月14日をもって辞任した。</p> <p>なお、当法人は前理事長A及び理事B乃至Dの計4名に対し、使途不明金及びその利息の返還を求めたところ、平成25年2月20日、責任があることを認め、使途不明金全額及びその利息相当分として42,504,196円を当法人へ返還した。</p> <p>また、寄附金2千万円の不履行分については、設立時の理事B及びCが、前理事長Aに代わり、寄付の一部履行としてこれまで1千4百万円を支払った(第三者弁済)。今後は、残りの6百万円について、前理事長Aに請求していくが、設立時の理事B乃至Eからも支払いを受けられるよう交渉する。</p>

改善措置状況報告書

(2) 理事会機能および監事機能の充実・強化

今後、適正な法人運営を行えるよう適格性を勘案した役員体制の見直しを行い、平成25年4月10日の評議員会にて、理事については新たに理事4名を選任した。また、監事については2名とも新たに選任した。任期は平成25年4月15日から平成27年1月11日までとする。

なお、新任の理事および監事は次のとおりである。

(新任理事)

①遠藤 久夫氏

元伯耆町社会福祉協議会溝口支所長。当法人の評議員であったが、社会福祉事業の経験者として選任。

②新納 武久氏

元米子市大篠津町自治会長。現在も保護司として活躍されており、地域の福祉関係者として選任。

③松本 功氏

元境港市社会福祉協議会理事。現境港市中浜地区社会福祉協議会会长。地域の福祉関係者として選任。

④森 聰氏

現社会福祉法人ケアパートナーズ事務局次長。法人運営に携わるものを見学させるため選任。

(新任監事)

①北野 岳之氏

北野岳之税理士事務所所長。会計及び財務状況の監査担当とする。

②三島 道秀氏

曹洞宗泉龍寺住職。元日野町監査委員。現日野町社会福祉協議会理事。業務執行状況の監査担当とする。

改善措置状況報告書

また、理事会については、定例理事会を2ヶ月に1回の割合で開催することとする。開催にあたっては、これまでと同様、事前に各理事の日程を調整した上で実施することで、出席を確保する。

また、理事長の専決事項について、定例理事会を2ヶ月に1回行うことで、速やかに理事に報告を行い、法人の業務執行及び意思決定の適正を確保する。

一方、監事については、今回の事案が適正な経理処理が行われていなかつたこと、また客観的な証憑書類が保存されておらず原因の究明が困難となっていることに鑑み、監事機能における会計監査の充実が最重要課題と捉えた。そこで、これまで期末決算時のみ監査を実施してきたが、今後は上期と期末の年2回会計書類の監査を実施し、会計面の適正化を図ることとした。

(3) 評議員会のけん制機能の再点検

平成25年4月10日の理事会において、5名の評議員を新たに選任し交替した。この新たな評議員体制で活発な議論を行い、適正な法人運営を行えるように努めることとする。

また、評議員の意見をできるだけ集められるよう、開催日は可能な限り都合に合う日時、場所を調整することで、出席の確保を図る。

(添付書類)

・役員・評議員名簿

社会福祉法人ケアパートナーズ 役員・評議員名簿

平成25年4月15日現在

氏名	住所	職業・役職	任期	備考
1 三島 義枝	鳥取県米子市	中浜ケアパートナーズ施設長	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
2 遠藤 久夫	鳥取県西伯郡伯耆町	元伯耆町社会福祉協議会溝口支所長	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
3 谷本 晴美	鳥取県米子市	鳥取西部農業協同組合組合長	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
4 新納 武久	鳥取県米子市	保護司 元大篠津町自治会長	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
5 松本 功	鳥取県境港市	元境港社会福祉協議会理事 現境港市中浜地区社会福祉協議会会长	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
6 森 聰	鳥取県米子市	社会福祉法人ケアパートナーズ事務局次長	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任

【監事】

氏名	住所	職業・役職	任期	備考
1 北野 岳之	鳥取県米子市	北野岳之税理士事務所所长	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
2 三島 道秀	鳥取県日野郡日野町	曹洞宗泉龍寺住職 日野町社会福祉協議会理事	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任

【評議員】

氏名	住所	職業・役職	任期	備考
1 池田 政憲	鳥取県米子市	元中浜ケアパートナーズ施設長	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
2 遠藤 久夫	鳥取県西伯郡伯耆町	元伯耆町社会福祉協議会溝口支所長	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
3 勝部 晴美	鳥取県米子市	元鳥取西部農業協同組合企画管理部長	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
4 倉瀧 和子	鳥取県米子市	民生委員	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
5 竹安 満	鳥取県境港市	旅ケアパートナーズ施設長	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
6 谷本 晴美	鳥取県米子市	鳥取西部農業協同組合組合長	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
7 永井 清一	鳥取県境港市	中浜地区老人会世話役	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
8 新納 武久	鳥取県米子市	保護司 元大篠津町自治会長	平成25年4月15日～平成27年1月11日	
9 松本 功	鳥取県境港市	境港市中浜地区社会福祉協議会会长	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
10 三島 義枝	鳥取県米子市	中浜ケアパートナーズ施設長	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
11 武良 智恵子	鳥取県境港市	ボランティア団体会員 境港婦人部	平成25年1月12日～平成27年1月11日	
12 森 聰	鳥取県米子市	社会福祉法人ケアパートナーズ事務局次長	平成25年4月15日～平成27年1月11日	新任
13 渡部 君子	鳥取県境港市	民生委員 境港更生保護女性会	平成25年1月12日～平成27年1月11日	

中国における鳥インフルエンザA（H7N9）感染の対応について (平成25年4月18日 9時現在)

平成25年4月19日
危機管理局危機管理政策課
福祉保健部健康医療局健康政策課

1. 感染状況 ※WHO資料(4/16公表)

- ・中国において鳥インフルエンザ(H7N9)が82名(うち死者14名)に感染。
- ・確定患者の接触者として100人以上が経過観察されている。
- ・現時点で、ヒトからヒトへの感染は確認されていない。

※新聞報道等による情報

- 発生地域が従来、東部の上海とその周辺地域に限定されていたが、北京と河南省でも新たに患者が確認。
- 同居する家族内で複数の感染者が出ているケースがある。- 2事例
- 野生のハトから検出 →市場の鳥から検出

2. 現時点で判明している当該ウイルスの特性及び注意点等※WHO(Q&A)資料(4/5公表)等

- ・確定例の中には、動物や動物のいる環境との接触があった者がいること。また、ウイルスが上海の市場のハト等から見つかっているが、人がどのように感染したかは分かっていない。
- ・感染源が確認されるまでは、今後も中国でこのウイルスに感染した患者が出ると予想される。
- ・インフルエンザA(H7N9)感染予防のためのワクチンは現在ない。
- ・中国で行われた臨床検査の結果からは、インフルエンザA(H7N9)ウイルスは、タミフル、リレンザ等抗インフルエンザ薬に感受性があることが示されている。

(参考) : 県民の45%分に相当する抗インフルエンザ薬を備蓄済み

3. 県の対応

(1) 連絡会議の開催(平成25年4月4日)

※参考範囲: 庁内主管課、保健所、衛生環境研究所、病院局、教育委員会、警察、県医師会、専門家アドバイザー(鳥大医学部 景山教授、鳥大農学部 伊藤教授)
※鳥インフルに関する情報収集・共有、県民への情報提供、医療機関との連携を確認

(2) 医療対応

①国通知に基づく疑い患者の保健所への報告

- ・厚生労働省事務連絡に基づき、医療機関が条件該当(※)患者を診察した場合における保健所への報告について、医師会を通じ医療機関へ依頼。(H25, 4, 3)
※38度以上の発熱と急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われる者であり、発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者

②各保健所における健康相談窓口の設置

- ・中国渡航歴があり、38度以上の発熱と咳等の呼吸器症状があり健康に不安な方等からの相談を受付
- ・相談窓口開設を資料提供(H25, 4, 4)及びあんしんトリピーメール(H25, 4, 15)で県民へ周知
- ・相談実績は平成25年4月18日現在で1件

③各保健所における疑い患者発生時の対応確認

- ・現在、基本的にはどの医療機関でも受診可能(感染症法の位置づけなし)であるが、混乱回避等のため、保健所指導の下で、感染症指定医療機関(県立中央病院、県立厚生病院、鳥大附属病院、済生会境港総合病院)で患者受け入れを行うよう調整。

④県衛生環境研究所における検査体制の確認

- ・疑い患者から採取した検体(咽頭ぬぐい液等)を県衛生環境研究所に搬送し、H7の検査を実施。H7が検出されれば、国立感染症研究所に検体搬送。

注) 4月22日の週からの予定

(3) 社会対応（平成 25 年 4 月 18 日取りまとめ状況）

部局	現在の対応状況	今後の予定
危機管理局	・情報収集及び防災当直等（24 時間体制）によって県民からの問い合わせに対応（現在のところ対応実績無し）	・引き続き情報収集及び問い合わせの対応を行う。
総務部	・中国への派遣職員の状況を確認（北京 1 名） →現時点では特に問題なし ・県庁舎へ設置済みの手指消毒剤の設置状況を再確認 ・発生状況に基づき速やかな対応ができるよう体制を確認	（職員の管理等） ・発生状況に基づき、個別に対応（注意喚起、海外勤務職員への情報提供・状況確認 等）
地域振興部	・C I Q 各機関から空港での渡航者（イン・アウト）対応状況等の情報収集	・外務省、厚生労働省等各省庁の対応方針に基づき、渡航者（パスポート取得者など）や空港利用者に対して情報提供、注意喚起を行う。
文化観光局	・パスポート窓口における外務省渡航情報の掲示 ・中国との交流事業の実施状況把握（なお、4 月下旬に JICA 事業にて上海からの訪問団を受入予定） ・吉林省派遣職員への鳥インフル関連情報の提供 ・上海及び北京の鳥取県人会への鳥インフル関連情報の提供	
福祉保健部	・今後の状況変化に対応して、県から福祉施設や保育所等へ情報提供できるよう、連絡体制を確認	・引き続き情報収集に努める。
生活環境部	・傷ついた野鳥等を見つけた時の注意事項を緑豊かな自然課 HP に掲載 ・各地方機関に衰弱野鳥等に関する情報収集を指示 ・鶏肉等の安全性に係る県民からの相談対応を再確認 （衛生環境研究所） ・速やかな検査対応のため、検査人員、緊急連絡体制を強化 ・検査試薬は 100 検体分を確保 ・3 月末までの通常のサーベランスでは、季節性のインフルエンザウイルス以外は不検出	・引き続き野鳥の監視に努める。 ・鳥インフルエンザ（鳥→鳥）の国内発生が認められた場合、飼養鳥の飼育者に対する情報提供及び注意喚起を行う （衛生環境研究所） ・検体増加に備えて予備発注 ・今後も通常のサーベランスを継続
商工労働部	・情報伝達体制の確立に向け作業中 (中国進出企業の連絡先一覧の作成、連絡体系の確立)	・県として提供すべき有用な情報を適宜 Email により提供する。
農林水産部	・養鶏農家へ注意喚起し、防鳥設備の再点検を指示（4 月 4 日）	・家きんへの予防措置の徹底と監視体制の継続
県土整備部	（空港港湾課） ・国からの情報、県の連絡会議等の情報を関係機関に流し、情報連絡に努めている。 （鳥取港湾事務所、鳥取空港管理事務所、境港管理組合） ・関係機関から情報収集をしている。 ・マスク、消毒液備蓄済み。（確認）	（空港港湾課、鳥取港湾事務所、鳥取空港管理事務所、境港管理組合） ・引き続き情報収集・連絡に努める。 ・新型インフルエンザ対策マニュアルにより対応。 （鳥取港湾事務所、鳥取空港管理事務所、境港管理組合） ・検疫等から要請あれば必要な対応を行う。 （境港管理組合） ・ターミナル、コンテナターミナルでの対応業務に備える。

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間の連絡が取れるよう、連絡体制を整備 ・国からの情報、県の連絡会議等の情報を関係所属へ情報提供し、情報共有を実施 ・上記2点を教委課長会にて周知 ・在外教育施設への派遣教員から現地の情報を収集中（中国国内に6名派遣中） →現時点で特に問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報収集に努めるとともに、適時、関係所属への情報提供し、情報共有を行う。
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・本局、事務所の連絡体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集に努める。
人事委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・発生・流行状況に応じ、職員採用試験の試験会場における消毒液の設置、マスク着用励行などまん延防止措置を検討する。

4. 今後の対応等（総括）

- ・現在の鳥インフルエンザ（鳥→ヒト）の国内発生はなく、ヒト→ヒト感染は確認されていないが、部局長レベルの「鳥取県新型インフルエンザ対策会議（知事が議長）」を開催し、情報共有のみならず、新型インフルエンザが発生した場合の対応を協議する。
- ・海外でヒトからヒトへの感染が確認されWHOがフェーズ4（※）を宣言すれば、新型インフルエンザ対策へと移行し、鳥取県新型インフルエンザ対策本部（知事が本部長）を設置し、対応にあたることとなる。

※フェーズ4とは「ヒト→ヒト感染が増加しているとの証拠がある」状況をいう。

